

所有者不存在の空き家に対する相続財産清算人申立について②

1 要旨

空き家1物件について、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第952条第1項に基づき、相続財産清算人選任の申立を行い、空き家の処分を行う。

2 物件概要

場 所 : 廿日市市宮園九丁目13番地10、13番地33
建 物 規 模 : 木造2階建て、建築面積73.14㎡・建築年平成2年9月14日
敷 地 面 積 : 196.69㎡
所 有 権 等 : 登記上の所有権は、土地、建物共に同一人

3 主な経緯・今後の予定

令和6年7月31日：近隣より通報（草木の繁茂）

令和6年8月～：空き家所有者の所在調査

令和7年1月：空き家所有者及び相続人が存在しないことを確認

令和7年7月31日：広島司法書士会に相続財産清算人の候補者となる司法書士の選任
依頼

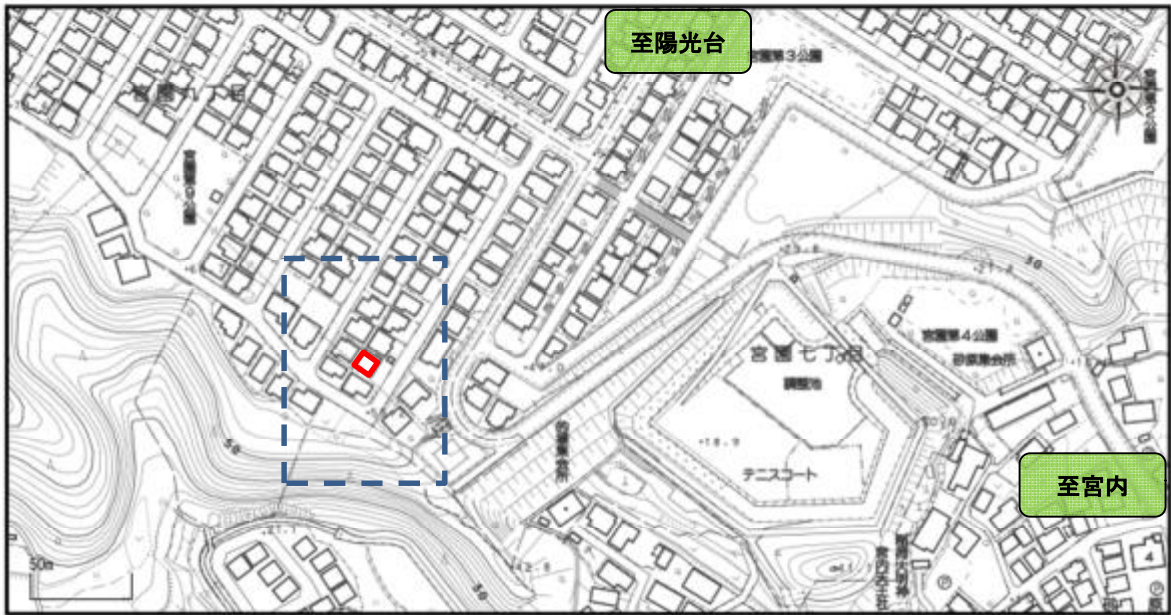
令和7年8月20日：広島司法書士会より相続財産清算人の候補者推薦の回答

令和7年11月19日：相続財産清算人を申立

令和8年1月26日：相続財産清算人選任の審判

今後は、清算人により買受人の探索を行っていく予定。

位置図



位置図(拡大)



航空写真

